	作業開始前の点検	組立等後の点検
点検項目	(安衛則第567条第1項) 作業を行う箇所に設けた足場用墜落防 止設備の取り外し及び脱落の有無	(安衛則第567条第2項) ・床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 ・建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態 ・緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 ・足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無 ・幅木等の取付状態及び取り外しの有無 ・脚部の沈下及び滑動の状態 ・筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無 ・建地、布及び腕木の損傷の有無 ・突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能
点検実施者	(「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」(通達)に掲げる「より安全な措置」等)職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること	(「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」(通達)に掲げる「より安全な措置」等) 以下の者等十分な知識・経験を有する者を指名すること・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者・労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
点検結果の 記録・保存	特になし	(安衛則第567条第3項) 点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う 仕事が終了するまでの間、これを保存 ・当該点検の結果 ・点検結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措 置の内容
その他		安衛則655条により注文者にも同様の点検の実施、記録・保存が義 務づけられている。